



東労基発第18号
平成22年2月3日

社団法人 東京建設業協会

会長 山田 恒太郎 殿

東京労働局労働基準部長



エレベーターの設置・解体工事及び保守点検作業等における
労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

貴団体におかれましては、エレベーターの設置・解体工事及び保守点検作業等における労働災害防止対策の徹底についてご協力をいただいているところですが、本年に入り、清瀬市内の建物解体工事に伴うエレベーター解体工事中に搬器上で作業中の2名の作業員がカウンターウェイトにはさまれた死亡事故、練馬区内の自動車運搬用エレベーターの点検作業中に作業員が搬器の手すりと周囲の支持塔頂部の水平はりの間にはさまれた死亡事故、さらに新宿区内の新築工事に伴うエレベーター設置工事中に作業員が昇降路内でカウンターウェイトに接触した死亡事故が、立て続けに発生したところです。

平成18年以降のエレベーターの設置・解体工事又は保守点検作業等に関連した死亡事故は8件発生（別添参照）し、10名が死亡しておりますが、年ごとの発生件数で見ると本年は1月で既に最多となるなど極めて憂慮すべき状況にあります。

東京労働局においては、平成18年にエレベーター保守点検中の作業員が搬器上ではさまれ死亡した災害を契機に、エレベーター保守点検作業等における労働災害防止の徹底を関係団体に要請したところですが、その後もエレベーターに関連した死亡災害が後を絶たない状況にあることは誠に遺憾であります。

貴団体におかれましては、このような状況を厳粛に受け止め、自主的な労働災害防止活動の取組強化を図るとともに、会員事業場に対し下記事項の徹底について周知し、労働災害の防止に万全を期されるよう要請します。

なお、本要請に基づき実施した事項については、本年3月5日までに本職あてにご報告いただくようお願ひいたします。

記

- 1 エレベーターの設置・解体工事又は保守点検作業等を行う元方事業者及び関係請負人（以下「事業者等」という。）は、あらかじめ、作業場所の形状、対象となるエレベーターの構造等に適応した作業計画を作成すること。
作業計画には、(1)作業の方法及び順序、(2)作業指揮者の氏名及び作業員の配置、(3)合図の方法、(4)労働災害防止のための方法等について記載すること。
特に、特定元方事業者は、労働安全衛生法第30条に定める措置の実施が必要であることに留意すること。
- 2 事業者等は、上記1の作業計画を、実際に作業を行う労働者及びすべての関係請負人に周知、徹底すること。
- 3 事業者等は、作業については必ず当該作業計画に基づき作業を行うこととし、その際作業間の連絡調整を徹底すること。
- 4 事業者等は、関係労働者に対し、エレベーターの構造、エレベーター昇降路内及び搬器上における作業の災害防止のための方法等、必要な知識、技能を付与するための教育訓練を実施すること。
- 5 事業者等は、エレベーター関係作業についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて作業方法の見直し、作業の安全化、作業の標準化を図ること。